

情報取引における違法リスクと契約形態・ビジネスモ デル

1. 米国における情報取引・収集の"違法ライン"

米国では、情報の取引や収集において踏み越えてはならない明確な違法ラインが存在します。主なポイントは 以下のとおりです。

- •国家機密情報の無許可流通: 政府が「機密(classified)」に指定した情報を無許可で第三者に提供・公開することは法律で禁じられています。例えば米国のスパイ防止法(1917年制定の諜報活動取締法など)では、意図的に機密情報を「無許可の人物」に伝達・公開した者は最大10年の禁錮刑に処され得ます 1 2 。元CIA職員などが在職中に得た国家機密を許可なく漏らすことは明確に違法です。
- 違法な情報収集手段: 情報収集の手段自体が違法となるケースです。盗聴・傍受(裁判所の令状なく電話や会話を盗み聞きする行為)や、システムへの不正侵入(ハッキング)、関係者への贈賄などは、プライバシー保護法やコンピュータ犯罪法、贈収賄防止法等により禁止されています 3 4 。例えば盗聴や盗撮は正当な権限なしに行えば違法ですし、他人のメールやSNSアカウントに無断でアクセスするハッキング行為も明確に犯罪行為とされています 3 。また、公務員や企業関係者に賄賂を渡して秘密情報を入手することも贈収賄罪等に問われ、調査目的でも越えてはならない一線です 5 。
- ・守秘義務違反(元職員による秘密漏洩): 諜報機関の職員や契約者は在職中だけでなく退職後も守秘義務を負います。CIAやNSAの職員は入職時および離職時に秘密保持契約(NDA)に署名し、生涯にわたり機密情報の開示が禁じられます 6 7。この契約に違反して著書や報告で機密を公開した場合、刑事罰の対象となり得るほか、民事的にも利益没収などの制裁を受けます。実際に元CIA職員フランク・スネップは、在職中の経験を綴った書籍を無断出版したことで政府に提訴され、秘密保持契約の違反により著書の印税を政府に譲渡する判決が下されています 7。このように内部者が知り得た機密を勝手に扱うことは違法ラインであり、情報ブローカーが越えてはならない一線となります。

2. CIA・FBIと民間人/元情報職員との情報提供関係

米国の情報機関や法執行機関は、民間人や元職員から情報提供を受けることがあります。その関係性は大きく分けて正式な契約・雇用に基づく場合と、契約を交わさない協力者(インフォーマント)という形態があります。それぞれの特徴と法的扱いは次のとおりです。

- FBIにおける情報提供者(CHS: Confidential Human Source): 連邦捜査局FBIでは捜査協力者として情報提供者(インフォーマント)を利用する制度が確立されています。これら協力者はFBIの正式職員ではなく、訓練を受けた捜査官でもありません 8。FBI自身も「インフォーマントはFBIに雇用された職員ではなく、情報提供や経費に応じて報酬を受け取る場合があるに過ぎない」と説明しています 8。裁判所も捜査におけるインフォーマント活用自体は合法で有効だと認めていますが、その活動はプライバシー侵害や信用性の問題を伴うため、司法長官が定める厳格なガイドラインに従って評価・監督されます 9 10。FBIは情報提供者を登録し継続的に適性を審査しつつ運用しており、協力者の権利保護や捜査対象者の人権侵害防止のため慎重な管理を行っています。
- ・インフォーマントへの報酬と違法行為の許容範囲: FBIの情報提供者には成果や経費に応じて金銭報酬が支払われることがあります 11 。一方で、インフォーマントが捜査協力の過程で違法行為を行う場

合の扱いも厳密に規定されています。FBIは特別な承認プロセスの下でのみ、協力者に対し「本来は違法となる行為(Otherwise Illegal Activity)」を期間限定で許可することがあります 12 13 。例えば、麻薬捜査で情報提供者におとり購入や犯人グループへの潜入をさせる場合、軽微な違法行為(麻薬の購買など)は捜査目的で事前承認のうえ容認されることがあります 13 。ただし殺人や重大な暴力行為のような重大犯罪は許可されることはなく、許可範囲を超えた独自行為は直ちに契約解除や起訴の対象となります 14 15 。このように、協力者であっても法の枠内で厳格に制約されており、無制限の法的保護が与えられているわけではありません。

- ・CIAにおける協力者・契約者の扱い: 中央情報局CIAの場合、対外諜報活動が任務であるため国内での民間人協力の制度は限定的ですが、国外では現地協力者(スパイ)や情報源を幅広く非公式に運用しています。またCIAは専門知識を持つ民間企業や退職職員を契約社員やコンサルタントとして起用し、分析や翻訳、現地調査を委託することもあります。実際、CIA内部監査報告によればCIAは重要任務の達成に独立契約者に大きく依存しており、その多くは元CIA職員で占められているとされています 16 。ただしCIAが契約者を用いる際の手続きには法的規制があり、かつては正式契約を結ばずに業務を依頼する「非公式の合意(Unauthorized Commitments)」が横行して法律違反と指摘される事態もありました 18 。CIAは法律上、諜報活動に警察権限を行使できない制約(国家安全保障法)もあるため、国内で民間人を情報源として利用する場合はFBIなど他機関との連携か、あるいはOSS(情報提供者)として非公式に接触する形になります。いずれにせよCIAが元職員や民間人から情報提供を受ける場合、正式に契約して職員同様に扱うケース(有償のコンサルタント等)と、非公式に協力を得るケースがあります。前者では契約上の守秘義務や報酬支払いが発生しますが、後者では単発の善意提供に近く特段の契約関係は持たないことになります。
- 善意提供 vs. 正式雇用の違いと法的保護: 民間人が「内部告発」や市民の通報といった善意で情報提供する場合、基本的に自発的な協力であり報酬や継続的保護はありません。必要に応じて情報源秘匿(匿名保証)や、重大事件では証人保護プログラムによる身の安全確保が図られる程度です。一方、FBIのCHSやCIAの契約アセットのように公式に位置づけられた協力者は、契約や合意に基づき定期的な報酬を受け取り、場合によっては捜査協力中に限り限定的な法的保護(例えば捜査当局からの違法行為の事前許可や不起訴の約束)を得ることがあります 13 。もっとも、これら公式協力者も民間人の立場自体は変わらず、公務員のような免責特権を持つわけではありません。許可されていない違法行為を行えば刑事訴追され得ますし、政府との関係も秘密保持契約によって拘束されます(情報提供の事実を公表すれば契約違反となる)。このように、善意の非公式提供者は純粋なボランティアであるのに対し、公式の協力者は契約で結ばれ一定の見返りやリスク軽減措置を受けつつも、法の範囲内で活動する点で共通しています。

3. 民間インテリジェンス・ブローカーの合法的情報取扱とビジネスモデ ル

元スパイや民間調査会社、セキュリティ企業などによる**民間のインテリジェンス・ブローカー**は、合法の範囲で情報を収集・分析し、それをクライアントに提供することでビジネスを成立させています。その具体的なビジネスモデルや手法、政府との関わり方は以下のとおりです。

•報酬体系: 民間情報ブローカーの収益モデルには様々な形態があります。典型的にはコンサルティング料や調査料としての時間給/案件別報酬で、高度な案件では1時間あたり数百ドル〜1000ドル近い料金を請求することもあります 19。例えばロンドンの民間調査業界では、元情報機関員らが1時間800ポンド(約960ドル)もの高額報酬で雇われるケースも報じられています 20。また、成功報酬型(依頼目的を達した場合にボーナスや成果報酬を支払う)や月額サブスクリプション型のモデルも存在します。後者の例として、米民間情報分析会社ストラトフォー(Stratfor)はオンラインで地政学レポートを提供し、個人や企業に対し有料会員制の情報購読サービスを展開しています 21。同社は企業向けに個別のインテリジェンス調査も受託しており、この購読課金+案件受託がビジネスモデルの柱と

なっています ²¹ 。依頼内容によっては長期契約のリテイナー(顧問料)形式で継続的に情報支援を 行うケースもあり、クライアントは必要に応じて専門家集団を抱えるようにサービスを利用します。

- ・典型的な依頼例: 民間の情報ブローカーや調査会社が扱う案件は多岐にわたりますが、その多くは企業や富裕層クライアントのニーズに沿ったものです。例えば企業の信用調査・デューデリジェンスは典型的な依頼です。海外取引先や提携先企業に汚職や反社会的勢力との繋がりがないか、法令順守状況はどうかといった調査は、1977年の海外腐敗行為防止法(FCPA)以降、米企業に求められるようになり需要が拡大しました 22。実際、業界大手のKroll社は1970年代にこの分野を開拓し、1990年代にはサッダーム・フセインの隠し資産の追跡やフィリピンのマルコス元大統領一家の不正資金発見など、高度な国際調査で成果を上げています 22 23。他にも競合企業の動向分析や産業スパイ対策、取引先・投資先の背景調査、経営陣や候補者の身辺スクリーニング(経歴・評判チェック)、社内不正や横領の調査、法廷闘争に備えた証拠集めなどが典型的なサービス内容です 24 25。近年ではソーシャルメディア上の公開情報を分析したオープンソース・インテリジェンス(OSINT)や、インフルエンサーの背景チェック 26 といった新しいニーズも生まれています。依頼人は、多国籍企業から金融機関、訴訟を抱える富裕個人、さらには西側企業と取引する新興国の企業まで様々であり25、「誰とビジネスすべきか/すべきでないか」を見極めるための裏付け情報を求めてこうしたサービスを利用します。
- •情報取扱と合法性の確保: 民間の情報ブローカーは、合法的に入手できる情報源と手法を用いて調査を行う点が重要です。具体的には、公開記録やデータベース、聞き取り調査、現地での尾行・張り込みなど非違法の手段で情報を収集します 27 28 。盗聴器の設置や通信傍受、無断ハッキングなど前述の違法ラインを超える手法は、民間調査員であっても厳に慎まねばなりません 4 3 。実際に米国の探偵業界のガイドラインでも、令状なき盗聴やハッキングは民間調査員にとっても違法であり、一部の調査会社が違法な盗聴で得た情報を用いた場合、法廷では証拠能力を失うだけでなく処罰対象にもなり得るとされています 4 29 。従ってプロの調査会社ほど法遵守に敏感で、従業員にも法的・倫理的トレーニングを施し、境界線を守らせています。また、収集した情報の扱いについても守秘義務契約を結び、クライアント以外に漏洩しない体制を敷くなど、情報の安全管理と法令遵守を徹底しています。
- 政府との関わりと独立性: 民間のインテリジェンス企業は政府機関と無縁ではありませんが、その関わ り方には慎重なバランスが求められます。多くの企業は元CIAや元MI6などの元諜報員が創設者やス **タッフ**であり ^{③0} 、彼らの人的ネットワークは政府ともつながっています。例えばストラトフォー社 では「元CIAの信頼できる情報源」と継続的に連絡を取り機密性の高い情報を収集していたとされ 31 、民間企業でありながら「影のCIA」とも評されました。同様に、英国の民間調査会社オルビス・ インテリジェンスを率いる元MI6職員のクリストファー・スティール氏は、2016年に米大統領候補ト ランプ氏に関する調査報告書(いわゆる「トランプ・ロシア疑惑の書類」)を作成し、それをFBIに提 供しています 32 。スティール氏は長年にわたりFBIと協力関係にあり、自身の会社から米情報機関に 機密情報を共有してきましたが、その過程で政府側が政治的判断で情報を開示してしまうリスクに直 面し、以後は提供情報を選別するようになったと述べています 33 34 。この例は、民間ブローカー が政府と協力しつつも自社や情報源を守るため**独立性を保とうとする緊張関係**を物語っています。一 般に民間情報会社は必要に応じ政府から契約を受けて調査業務を請け負うこともあります。実際に Kroll社はロシアやクウェート政府から資金追跡調査を公式に受注したことがあり 35 、米国の大手コ ンサル会社ブーズ・アレン・ハミルトンは国家安全保障局(NSA)の主要下請けとして機密分析業務 に従事しています 36 。このように政府と契約関係に入るケースでは、民間企業であっても政府機密 の取扱い規則に従い活動します。一方で、契約によらず**非公式に政府と情報をやり取りする場合**(例 えば重要情報を当局に自主提供する、市販の調査レポートを政府が購読する等)は、法的拘束は緩い ものの明確な信用が求められます。仮に誤情報を掴ませれば以後相手にされなくなり、逆に政府側が 提供情報を都合よく利用したり突然公開したりすれば民間側のビジネスや情報源が損なわれるため、 互いに慎重な駆け引きが行われます。この微妙な距離感こそ、民間インテリジェンス・ブローカーが 「政府と協調しつつも独立性を保つ」ゆえんなのです。 34

以上のように、元CIA職員マーラや情報ブローカーのシドニーといった架空のキャラクターを描く場合でも、合法と違法の境界線として上記のポイントが重要な意味を持ちます。国家機密の扱い一つとっても一歩間違えば重罪となり得る緊張感、情報提供者として活動する際の公式・非公式な立場の違い、そして民間調査ビジネスにおける倫理遵守と顧客・政府との微妙な関係――これらの構造を正確に押さえることで、合法ギリギリの線上を歩む登場人物たちのリアリティと緊張感を深く描写できるでしょう。例えばマーラが元CIAの知識を活かして民間企業に情報提供するなら、機密保持契約に抵触しない範囲で知見を活用し、違法な手段は避けつつもインサイダーならではのネットワークを駆使するはずです。またシドニーのようなブローカーであれば、高額の報酬と引き換えに依頼人のため危うい橋を渡りつつも、決して一線(盗聴やハッキング、政府機密の不正入手)は超えないよう細心の注意を払うでしょう。そうしたギリギリの綱渡りを職業人として日常的に行っている点に、物語の緊張感が宿るのです。各種の規制や契約、ビジネスモデルを踏まえれば、彼らが直面する倫理的・法的ジレンマをより説得力をもって描けるでしょう。

1 2 米国連邦法18条798節。無許可の人物に対し機密情報を提供・公開した者は罰金または10年以下の禁 錮に処され得ることが定められている。 8 FBI公式FAQ: 「インフォーマントはFBIの訓練された職員ではな く、場合によって情報や経費に対して報酬が支払われることがある」。 9 10 FBIはインフォーマントの使 用にあたり、司法長官ガイドラインに従い個人の権利侵害がないよう綿密に監督している。 12 FBIの機密ガ イドラインでは、重大犯罪に該当する行為(Tier 1 OIA)を情報提供者に許可する際は事前に捜査責任者と連 邦検察官の承認を要し、許可期間も最長90日までと定められる。 16 17 CIA内部監査報告書: CIAは重要任務 の達成に独立契約者に大きく依存しており、多くは元CIA職員で占められていた。 18 同報告書: CIAでは一部 の独立契約者が有効な契約なしに業務に従事する「無認可の合意」が行われており、関与した職員が懲戒や 法的責任を問われうると指摘された。 4 私立調査員に許されない行為: 「盗聴や盗み聞きによる私的通信の 傍受は、正当な許可なく行えば違法である」。 5 同: 「依頼の成果に影響を与える目的での贈賄や腐敗行為 への関与は、違法であり職業倫理にも反する」。 7 米国Snepp事件: 元CIA職員フランク・スネップは在職 中の秘密を含む書籍を無断出版し、政府は契約違反で彼を提訴、著書の版権と利益の取得を求めた(裁判所 は政府側勝訴)。 20 英国の民間諜報業界に関する報道: 元軍や諜報員の私立調査員が増加しており、ロンド ンの法人訴訟では情報業界規模は150億ポンドに達し、彼らの時給は800ポンドにも及ぶ。 21 Stratfor社の ビジネスモデル: オンライン出版物《Worldview》の個人・企業向けサブスクリプション提供と、企業クライ アント向けの個別のインテリジェンス収集業務で収益を上げている。 24 民間調査業界は表向き「マーケティ ングや広報と同様のサービス業」として企業役員候補のプロファイリングやサプライチェーンの調査、不正 の暴露などを提供している。 25 典型的なクライアントは詐欺被害に遭った富裕層や、資金の出所を秘匿した い富裕層、誘拐リスクに怯える富裕層、腐敗地域で係争中の企業、外国市場進出を図る西側企業など多岐に わたり、銀行からヘッジファンド、アクティビスト投資家まで含まれる。 23 Kroll社の例: 1972年創業の同社 は企業の不正・汚職調査で草分け的存在。1992年にはエリツィン露大統領からソ連崩壊直前に消えた巨額資 金の追跡を、クウェート政府からはサッダーム・フセインの秘密口座捜索を委託された実績がある。最近で はインスタグラムのインフルエンサーの背景チェックサービスまで提供している。 33 34 クリストファー・ スティール氏(元MI6)は長年FBIに機密情報を提供してきたが、トランプ政権下で自身が提供した極秘情報 が政治的意図で開示されてしまう可能性を痛感し、以後米情報機関と情報共有する際には慎重になったと述 べている(政府が情報源秘匿を十分保護できなかったため)。 37 K2インテグリティ社の例: Kroll創業者の息 子らが率いる同社は法人向け調査を行うが、2018年に依頼クライアント(アスベスト業界)のため活動家に4 年間も偽身分で接近しスパイ行為を行っていたことが発覚し、多額の損害賠償を支払う事態となった。これ は私立調査会社が依頼のため倫理・合法ラインを逸脱した例として注目された。

1 2 18 U.S. Code § 798 - Disclosure of classified information | U.S. Code | US Law | LII / Legal Information Institute

https://www.law.cornell.edu/uscode/text/18/798

3 4 5 27 28 29 What Can a Private Investigator Legally Do?

https://www.sherlockpi.com/what-can-a-private-investigator-legally-do/

⁶ 7 Snepp v. United States | The Reporters Committee for Freedom of the Press https://www.rcfp.org/briefs-comments/u-s-v-snepp/

8 11 Are informants regular employees of the FBI? — FBI

https://www.fbi.gov/about/faqs/are-informants-regular-employees-of-the-fbi

9 10 What is the FBI's policy on the use of informants? — FBI

https://www.fbi.gov/about/faqs/what-is-the-fbis-policy-on-the-use-of-informants

12 13 14 15 ignet.gov

https://www.ignet.gov/sites/default/files/files/invprg1211apph.pdf

16 17 18 CIA Watchdog Finds Abuses in Use of Independent Contractors

https://www.pogo.org/analysis/cia-watchdog-finds-abuses-in-use-of-independent-contractors

19 20 23 26 32 35 36 37 Private Spies: Inside the Covert World of Spooks for Hire

https://spyscape.com/article/private-spies-inside-the-covert-world-of-spooks-for-hire

21 31 Stratfor - Wikipedia

https://en.wikipedia.org/wiki/Stratfor

22 24 25 30 Inside the corporate investigations business | TBIJ

https://www.thebureauinvestigates.com/stories/2017-12-12/inside-the-corporate-investigations-business

33 34 I'm Behind the Trump-Russia Dossier. We Gave the FBI More... - Newsweek

https://www.newsweek.com/christopher-steele-trump-russia-putin-election-dossier-fbi-1963717